



福岡医発第 2480 号 (地)

令和 5 年 12 月 28 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会 長 蓮 澤 浩 明

(公 印 省 略)

分娩や妊婦健診等の受け入れについて

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

標記の件について、こども家庭庁成育局並びに厚生労働省医政局の連名により、日本医師会を通じて周知依頼がありました。

本件は、今般、第三者からの精子提供を利用して妊娠した女性カップルや未婚女性が、医療機関において分娩や妊婦健診等を拒否される事案が生じているとの情報が寄せられていることから、各医療機関において妊娠の成立過程にかかわらず、妊婦が安心・安全に出産できるよう、分娩や妊婦健診等の求めについて適切な対応を依頼するものです。

また、医師法第19条第1項において、「診療に従事する医師は、診察治療の求があった場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではない。」と定められており、妊娠の成立過程それ自体は、妊娠の診察治療の求めを拒む正当な事由とはならず、分娩や妊婦健診等の受け入れを拒否される根拠とはならないとされております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

なお、県内の産婦人科医療機関に対しては、福岡県産婦人科医会より通知されますことを申し添えます。

小郡三井医師会より

母子保健担当理事 橋本朋也

会長 島田昇二郎

日医発第 1689 号(健Ⅱ)(法安)

令和 5 年 1 2 月 2 6 日

都道府県医師会担当理事 殿

日本医師会常任理事

渡 辺 弘 司

濱 口 欣 也

(公印省略)

分娩や妊婦健診等の受け入れについて

今般、こども家庭庁成育局及び厚生労働省医政局の連名にて、分娩や妊婦健診等の受け入れについて事務連絡が本会宛てまいりましたので、ご連絡申し上げます。

本事務連絡は、妊婦の健診や分娩を行う医療機関においては、妊娠の成立過程にかかわらず、妊婦が安心・安全に出産できるよう、分娩や妊婦健診等の求めについて、適切な対応を行うよう依頼するものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会及び関係医療機関への周知方、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

事 務 連 絡

令和 5 年 12 月 18 日

(別記団体の長) 殿

こども家庭庁成育局母子保健課

厚生労働省医政局地域医療計画課

厚生労働省医政局医事課

分娩や妊婦健診等の受け入れについて

医療行政及び母子保健行政の推進については、かねてより特段のご配慮をいただいているところであり、深く感謝申し上げます。

妊娠期からの切れ目のない支援を行うとともに、妊婦が安心・安全に出産できる環境を整備することは重要な課題であり、令和 5 年 6 月 13 日に閣議決定された「こども未来戦略方針」で示された「こども・子育て支援加速化プラン」等に基づき、様々な取組が進められていますが、今般、第三者からの精子提供を利用して妊娠した女性カップルや未婚女性が、医療機関において分娩や妊婦健診等を拒否される事案が生じているとの情報が寄せられているところです。

分娩や妊婦健診等の受け入れについては、下記のとおりですので、各医療機関において適切な対応が行われ、妊娠の成立過程にかかわらず、妊婦が安心・安全に出産できるよう、またこどもの安全が図られるよう、貴団体内において周知をお願いいたします。

記

妊娠の成立過程それ自体が分娩や妊婦健診等の受け入れを拒否される根拠とはならないものです。

また、医師法第 19 条第 1 項において、「診療に従事する医師は、診察治療の求があつた場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない。」と定めていますが、妊娠の成立過程それ自体は、妊婦の診察治療の求めを拒む正当な事由とはならないものです。

こうしたことから、妊婦の健診や分娩を行う医療機関においては、妊娠の成立過程にかかわらず、妊婦が安心・安全に出産できるよう、分娩や妊婦健診等の求めについて、適切な対応を行うようお願いいたします。

(別記)

- ・公益社団法人 日本医師会
- ・公益社団法人 日本産婦人科医会
- ・公益社団法人 日本産科婦人科学会